

島根建会報

2013 Vol.125



今年1年の安全を願い出雲大社で祈祷する建災防県支部の役員ら

② 年頭所感

島根県建設業協会 会長 中筋 豊通
全国建設業協会 会長 浅沼 健一

④ 建設業協会

松江高専 現場見学会
会員現状調査

⑤ 青年部会

設立15周年記念特別講演会

⑤ 建災防島根県支部

年度末労働災害防止強調月間
25年度各種講習実施予定表
車両系建設機械(解体用)運転技能講習の規定範囲の追加

⑨ 技士会

監理技術者講習

⑨ 活動だより

県・市と除雪契約

⑩ D C プラン

マッチング拠出制度の開始

⑪ 建退共島根県支部

制度説明DVD
手続き用紙の入手方法
〔Q & A〕ご質問にお答えします
共済契約者の皆様へ

社団法人 島根県建設業協会

松江市西嫁島1丁目3番17-101号 TEL 0852 (21) 9004 FAX 0852 (31) 2166

平成25年2月1日発行

年頭所感



地域のために、「和を持って競争と協調」

— 駕ることなく、自己研鑽 —

社団法人 島根県建設業協会 会長 中筋 豊通

平成25年「癸巳年」会員の皆様におかれましては、素晴らしい新春をお迎えの事とお慶びを申し上げます。

さて、「巳」辞書で引いてみました。物が新しい状態であること。物事がたけなわである頃。勢いが盛んであるさま。「巳」は素晴らしい意味を持っていることを知りました。

昨年末、自公連立の安倍政権が誕生し、年明け早々に、大型補正予算が成立。「3本の矢」とする経済政策「アベノミクス」の第一弾として、①財政出動、②大胆な金融緩和、③成長戦略、国の支出10.3兆円の約半分を公共事業が占め、60万人の雇用をつくり、国内総生産（GDP）を2%押し上げることを目指す。

正に、デフレからの脱却、日本経済再生の時、遂に建設産業の出番が来たのです。国も地方も、財政状況は厳しいものがありますが、命を守る、減災・防災への予算の重点配分や、国土強靭化政策への期待も膨らみます。

ところで、東西に細長い島根県にとっては、山陰道を始めとする高速道路のミッシングリンク解消は、観光振興・農林水産物の販路拡大・企業誘致などの社会経済活動を推進していくとともに、救急搬送や大規模災害時の迂回路として機能していく「命の道」であり、国家戦略として国の責任において、早期に全線完成を図って頂きたいものです。

また、大橋川改修を始めとする治水対策や、全国で2番目に多い土砂災害危険個所への対策、また、天井崩落事故がありましたが、社会資本ストックの老朽化への対策も早急に必要であります。

会員の皆様、今、私たちに追い風が吹こうとしています。しかしこんな時だからこそ、襟を正し、「地域とともに、地域のために」の方針のもと、地域にとって必要な国土づくりや、地域を守り、地域を支える担い手としての役割・責任を果しながら、また、若者が魅力を感じ、将来にわたり「信頼され、必要とされる」建設産業となれるよう、頑張って行こうではありませんか。

会員同士が「切磋琢磨」し、個人も企業も驕ることなく「自己研鑽」、本質が見極める事が出来る『見識』を持てるよう努力を重ねたいものです。

本年もお世話になりますが、どうか宜しくお願い申し上げます。

ありがとうございました。





一丸となって企業の社会的責任を果たす

一般社団法人 全国建設業協会 会長 浅沼 健一

平成25年の新春を迎え、謹んで年頭のご挨拶を申し上げます。平素は本会の事業活動に対し格別のご支援・ご協力を賜り、改めて厚く御礼を申し上げます。

昨年一年は、震災からの復興の年でもありました。政府は、一刻も早い被災地の復興を成し遂げるため復興庁を発足させるとともに、復興を早く進めるため様々な支援制度を創設しました。そして、今なお果断に復興事業が進められております。

しかし、今年の3月で発生からちょうど2年が経過しますが、本格復興に向けては、まだ相当の時間が必要だと思われます。被災地の復興・再生については、今後においても我々建設業界が気を緩めることなく、その中心的な役割を担うという責任感を持って貢献していくかなければならないと考えております。

近年においては、多発する自然災害により、全国各地で甚大な被害が発生しております。また、昨年12月には中央自動車道笛子トンネルで天井板崩落事故が起り、全国で老朽化が進む社会資本の維持管理への対応が、重要かつ喫緊の課題として認識されました。

これらのこととは、脆弱な国土を持つ我が国の防災体制や危機管理体制および社会資本整備のあり方に根源的な問い合わせました。最近では、社会資本整備や公共事業の重要性など、国民の建設業に対する認識が少しずつ変わってきておりますが、今後は一層、建設業の必要性や責務をしっかりと国民・社会に対し発信していくことが重要なと思います。

また近年、若者の建設業離れが進み、このままで日本が世界に誇る技術・技能の伝承ができないくなるだけでなく、将来の国民の安全・安心が担えなくなると危惧されており、国土交通省が示した「建設産業の再生と発展の方策2012」でも取り組むべき課題の一つに、技術者や技能者の確保・育成が挙げられています。

この問題についても、我々建設業が国民・社会から正しく理解され、働く人々が夢と希望を持ち、安心して将来を託せる魅力ある産業となることによって、業界全体で歯止めをかけていかなければならぬと考えております。

我々建設業界は、社会資本の整備や維持管理などを通じて、経済の発展に貢献しつつ、国民の生命と財産を守り、地域の安全・安心を確保するという役割を担っており、その重要な役割は今後も決して変わるものではありません。このことをしっかりと心に重く受け止め、地域社会に必要不可欠な建設産業を維持していくため、入札契約制度や建設生産システム改善に向けての提言活動および国民・社会に対する広報活動等について、47都道府県建設業協会と連携し、積極的な事業運営に邁進してまいりたいと存じます。

今年はこれまでの努力が実を結び、建設業界、さらには日本経済が活性化し、将来に向けての明るい年となることを期待するとともに、我々建設業界も一丸となって企業の社会的責任を果たして参る所存です。

最後に、各都道府県建設業協会、並びに会員企業の皆様のご健勝とご多幸を祈念いたしまして年頭のご挨拶といたします。

建設業協会

松江高専 現場見学会

12月13日、建設業協会（人材確保・育成推進協議会）は、松江工業高等専門学校生徒の現場見学会を開催した。建設業協会が松江高専生徒の現場見学会を行うのは初めて。

当日は、環境・建設工学科3年生44名と教諭2名のあわせて46名で、松江土建㈱が施工中の松江だんだん道路〔国道431号川津バイパス社会資本整備総合交付金（改良）工事第1期と国道485号（松江第五大橋道路）改築（改良）工事東川津工区舗装工〕の見学を行った。来年度以降も、現場見学会を継続して行う予定。



会員現状調査を実施しています

建設業協会では、昨年に引き続き、業界の現状把握と、今後の要望活動や意見交換会等の協会運営のための参考資料とする目的に「会員現状調査」を実施しています。

今回は、これまでの項目に加え、「社会保険の未加入問題」や「業界団体の広報に関する問題」に対応するため、質問項目を増やしました。

大変お忙しいなか、会員企業の皆様にはご回答を頂きましてありがとうございました。

今後はこの頂いた回答を、「協会会議（理事会・委員会）での資料」や「通常総会での添付資料」、「発注者との意見交換会や要望活動における意見のバックデータ」として活用する予定です。



青年部会

建設業の再生、企業戦略など研修

建設業協会青年部会（金津秀宜部会長）は11月21日、設立15周年記念の特別講演会を開催。大屋誠松江工業高専環境・建設工学科准教授が「島根の建設業と地域の安全・安心社会の構築に向けて」、陶山秀樹島根電工会長が「変化の時代の企業戦略－不況産業からの脱却」と題して講演した。

建設産業の在り方検討会で座長を務めた大屋准教授は、検討会における提言の要旨を説明。県内の建設業の現状を踏まえ、建設産業の再生と発展に向けて業界と行政が取り組むべき課題を提起した。

また陶山会長は、民間の小口工事の受注拡大に取り組み、公共事業依存からの転換を図った自社

設立15周年記念 特別講演会

の経営改革を披露。「ライフスタイルの変化を的確に捉え、快適性や安全性の分野で消費者のニーズを掘り起こした」と話した。



建災防島根県支部

年度末労働災害防止強調月間（3／1～31）について

3月は工事が集中して行われることや、工事の完成時期であります。
混在する作業等で、労働災害が発生しないよう安全管理に努めてください。

- ①三大災害（墜落・転落災害、建設機械・クレーン災害、倒壊・崩壊災害）の防止
- ②安全施工サイクルの推進
- ③不安全行動による労働災害防止の防止
- ④交通事故の防止

年度末ポスター（B2） ¥170

No.1 山本美月



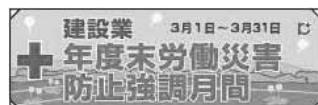
No.2 トリンドル玲奈



年度末のぼり
ポリエチレン製 (240×70cm)
¥1,570



年度末ワッペン
ビニール製
(7.5×6cm)
10枚1組
¥820



年度末横幕
ポリエチレン製
(70×220cm)
¥1,530

お求めは、ご所属（お近く）の各地区建設業協会（建災防県支部各分会）までお申し込みください。

建災防島根県支部平成25年度

講習名	学科講習	
	実施期間	会場
技能講習		
不整地運搬車運転技能講習	9月12日(木)	出雲建設会館
高所作業車運転技能講習	6月12日(水) 6月14日(金) 9月26日(木) 10月22日(火)	出雲建設会館 島根県建設業会館 島根県建設業会館 浜田建設会館
車両系建設機械(整地用)運転技能講習	8月19日(月)～8月20日(火) 8月22日(木)～8月23日(金)	浜田建設会館 出雲建設会館
車両系建設機械(解体用)運転技能講習		
車両系建設機械(解体用)運転技能特例講習	解体用については、現行法令ではブレーカのみですが、改正後は鉄骨切断機、コンクリート圧碎機、つかみ機等が追加されます。 今後の予定としては、4月に改正安衛則と構造規格を公布、7月以降に施行となります。	
建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習	7月23日(火)～7月24日(水)	出雲建設会館
型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習	6月4日(火)～6月5日(水)	出雲建設会館
地山の掘削及び土止支保工作業主任者技能講習(免除のみ)	4月23日(火) 7月19日(金)	浜田建設会館 出雲建設会館
地山の掘削及び土止支保工作業主任者技能講習(出雲会場)	7月31日(水)～8月2日(金)	島根県建設業会館
足場の組立て等作業主任者技能講習	7月11日(木)～7月12日(金) 11月21日(木)～11月22日(金) 11月26日(火)～11月27日(水)	出雲建設会館 浜田建設会館 島根県建設業会館
特別教育		
小型車両系建設機械運転特別教育	4月5日(金) 11月7日(木)	出雲建設会館 出雲建設会館
ローラー運転特別教育	7月16日(火)	出雲建設会館
石綿取扱業務従事者特別教育	11月29日(金)	出雲建設会館
低圧電気取扱い業務特別教育	8月5日(月) 10月2日(水)	出雲建設会館 島根県建設業会館
自由研削用といしの取替え等の業務に係る特別教育	11月27日(水)	出雲建設会館

各種講習実施予定表

講 習 名	学科講習	
	実施期間	会場
安全衛生教育		
現場管理者統括管理講習	6月4日(火)	邑智建設会館
	8月6日(火)	江津建設会館
	10月16日(水)	安来建設会館
	10月18日(金)	大田建設会館
新 総合工事業者のためのリスクアセスメント研修	1月30日(木)	島根県建設業会館
職長・安全衛生責任者教育	4月19日(金)～ 4月20日(土)	隱岐建設会館
	5月9日(木)～5月10日(金)	安来建設会館
	5月28日(火)～5月29日(水)	江津建設会館
	5月30日(木)～5月31日(金)	大田建設会館
	6月10日(月)～6月11日(火)	仁多建設会館
	8月8日(木)～8月9日(金)	出雲建設会館
	12月6日(金)～ 12月7日(土)	島根県建設業会館
建設業職長のためのリスクアセスメント教育	12月13日(金)	出雲建設会館
職長・安全衛生責任者レベルアップ教育	1月28日(火)	島根県建設業会館
足場の組立等作業主任者能力向上教育(定期)及び施工管理者等のための足場点検実務者研修	6月13日(木)	出雲建設会館
	12月11日(水)	島根県建設業会館
車両系建設機械(整地用)運転業務従事者安全衛生教育(定期)	6月28日(金)	島根県建設業会館
安全衛生推進者能力向上教育(初任時)	1月14日(火)	島根県建設業会館
店舗安全衛生管理者能力向上教育(初任時教育)	2月7日(金)	島根県建設業会館
丸のこ等取扱い作業従事者教育	6月26日(水)	出雲建設会館
振動工具取扱い作業従事者教育	1月24日(金)	島根県建設業会館
建設業等における作業者のための熱中症予防教育	7月5日(金)	出雲建設会館
	7月24日(水)	島根県建設業会館
不安全行動による災害防止のための安全教育	4月16日(火)	島根県建設業会館
	6月20日(木)	出雲建設会館
	6月25日(火)	雲南建設会館
	10月29日(火)	島根県建設業会館

太字 は、土曜日開催の日程

車両系建設機械(解体用)運転技能講習の規定範囲の追加について

現在、「車両系建設機械（解体用）運転技能講習」では、ブレーカーのみ規定の対象にされていますが、建設物の解体工事現場等で使用される、「鉄骨切断具」、「コンクリート圧碎具」及び「つかみ具」をアタッチメントとして装備する車両系の解体用機械には、労働安全衛生法令において規定されている解体用の車両系建設機械（以下「解体用建設機械」という。）に係る各種規制が適用されておりません。

これらの機械は解体工事現場への導入が急速に進んでおり、労働災害も少なからず発生していることから、未規制の解体用建設機械について車両系建設機械（解体用）運転技能講習に追加されることとな

りました。

今後の予定では4月頃改正安衛則と構造規格が公布され、早ければ7月頃に施行されます。

当支部においても、改正法令に基づき車両系建設機械（解体用）運転技能講習を実施していく予定です。

なお、現行で従事されている方のために、講習時間数を短縮した「特例講習」も実施する予定ですが、3月に建災防本部より新しい車両系建設機械（解体用）運転技能講習の実施要領が発表されますので、詳細は3月以降に当支部ホームページ等でお知らせいたします。

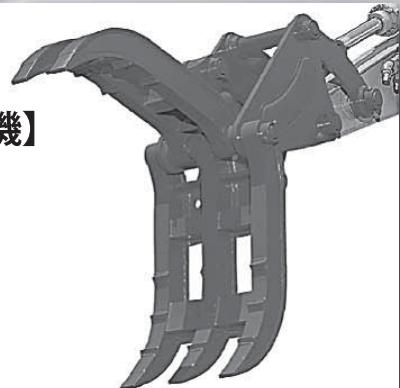
現行法令での解体用建設機械

【ブレーカー】



油圧等で駆動する打撃式破碎機（ブレーカユニット）をアタッチメントとして装備した機械。鉄筋コンクリート造のビル等の解体に使用される。

【つかみ機】



油圧で駆動するつかみ具をアタッチメントとして装着した機械。木造家屋等の解体、解体物等をつかみ、トラックに積み込む作業等に使用される。

【コンクリート圧碎機】



コンクリート構造物を押し碎くため、油圧で駆動するはさみ状のアタッチメントを装着した機械。鉄筋を切断する機能を付加したものを含む。
鉄筋コンクリート造のビル等の解体に使用される。

改正後、あらたに適用される解体用建設機械

鉄骨等（非鉄金属を含む。）を切断するため、油圧で駆動するはさみ状のアタッチメントを装着した機械。鉄骨造のビル等の解体に使用される。

【鉄骨切断機】



技士会

監理技術者講習について

【開催会場】平成25年5月9日（木）出雲建設会館（出雲市塩冶善行町2-2）

【受講料】①郵送によるお申込み 9,800円

②インターネットによるお申込み 9,500円

（社団法人全国土木施工管理技士会連合会HPより）

【講習時間】講義及び修了試験で構成（8：50～16：30）

【講義内容】○建設工事に関する法律制度

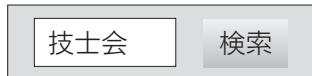
○建設工事の施工管理

（施工計画・原価管理・工程管理・品質管理・安全衛生管理）

○建設工事に関する最近の技術動向等（環境管理・最近の動向）

一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会
ホームページアドレス

<http://www.ejcm.or.jp/>



活動だより

県・市と除雪契約

2例目の共同受注

安来建設業協同組合(平井幸範理事長、20社)は、松江県土整備事務所広瀬土木事業所と安来市との除雪事業の共同受注を契約した。同契約方法は、09年度の大田建設業協同組合に続き県内で2例目。

10年度に起きた年末年始の大豪雪を教訓に、迅速な連絡体制の確立と出動態勢の徹底を図るため契約。これまででは、各建設業者で除雪作業を受注していたが、今後は組合が一括で請け負う。県管理道路で8社、市管理道路では7社で対応する。

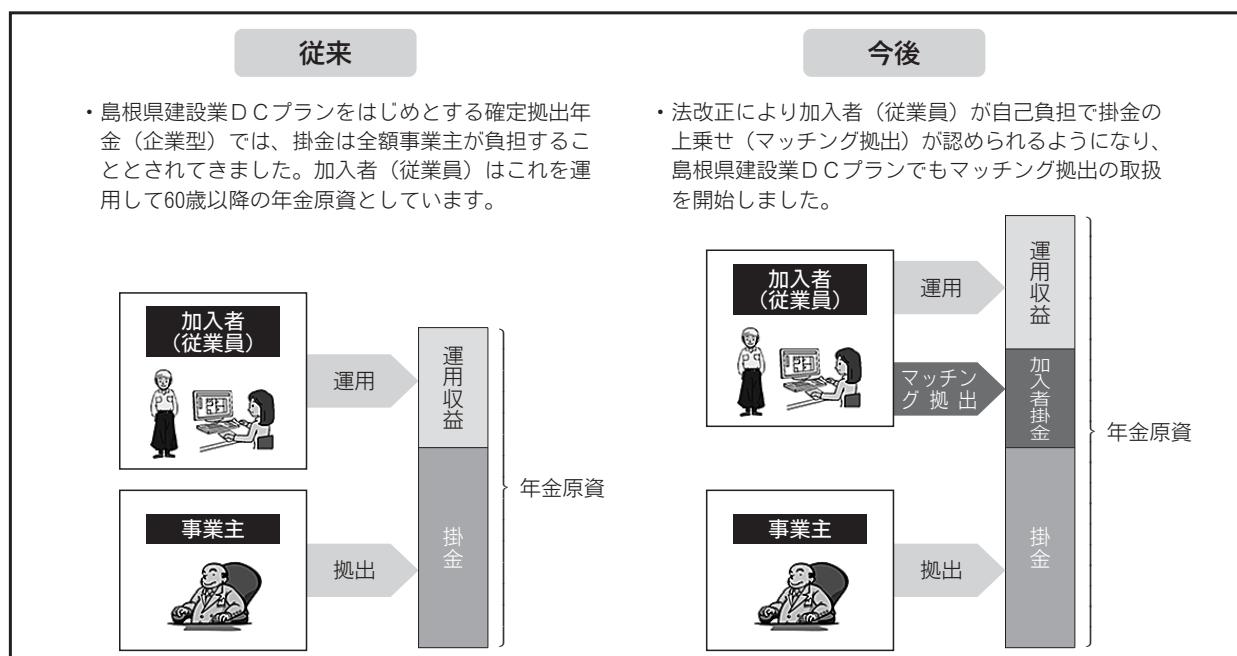
この契約により、精算業務を組合で一括して行うため、発注者、業者ともに事務作業量が減少し、簡素化にもつながる。除雪出動の基準は県・市ともに15cm。契約期間は12月1日から13年3月末まで。

DCプラン

マッチング拠出制度の開始について

平成17年3月にスタートした島根県建設業協会の確定拠出年金制度（島根県建設業DCプラン企業型年金規約）は、現在8年が経過し、加入事業所が90社、加入者が約2,000人の規模となっているところですが、この確定拠出年金制度において、年金確保支援法（平成23年8月交付）の制定により、大幅な改正が行われました。

その中でも、改正の目玉の一つである「従業員拠出（マッチング拠出）の解禁」について昨年から対応を始めました。



マッチング拠出制度は、加入者（従業員）にとって税制優遇等メリットも大きく、加入各社においても検討・制度導入が進められているところです（制度導入済9社、検討・申請準備中6社）。

マッチング拠出制度の導入の声

（株）中筋組 DCプラン担当 矢田誠さん

当社では、平成17年の5月から確定拠出年金制度を導入しました。人事異動にも対応できるようグループ全社・全職種を対象としています。

今回のマッチング拠出の導入は、老後の生活資金を充実させたい社員に対する福利厚生の充実策の一環です。公的年金の将来が不安視される中、社員の年金原資を増やすマッチング拠出のメリットは大きいと考え、希望する社員が制度を活用することができるよう、制度の受け皿を作りました。

厚生労働省の承認を得て、平成25年4月から制度を導入することが決まり、現在準備を進めているところです。

マッチング拠出制度の導入、また、確定拠出年金制度（島根県建設業DCプラン）の導入についてのご相談は、社団法人島根県建設業協会（TEL0852-21-9004 担当上田）まで、お問い合わせください。

加入者研修会の開催について

島根県建設業協会では、島根県建設業DCプランの加入者が改めて運用について十分理解するとともに、“ライフプラン”的大切さを知ってもらい、現役世代から将来資金を準備する方法として、DCプランを有効に活用していただきたいと考えています。この2月に県内4か所にてライフプランに関する研修会を開催することとし、加入事業所へ案内をいたしました。

この研修会においては、マッチング拠出制度についても触れ、制度導入に向けた検討や制度理解の一助になればと考えております。

建退共島根県支部

制度説明DVDについて

建退共では、制度をよりわかりやすく説明した「建退共」の仕組みとメリットというDVDを作成しております。数には限りがありますが、ご希望の場合は島根県支部へご相談ください。

また、建退共事業本部のHPにも動画を配信しておりますのでご活用ください。

建退共HP

<http://www.kentaikyo.taisyokukin.go.jp/index.html>

建退共

検索

建退共手続き用紙の入手方法について

退職金請求書

平成22年9月より様式変更が行われています。各地区協会事務局に置いてあります。

加入・履行証明願

島根県支部独自の様式ですので、建退共島根県支部HP (<http://www.shimakenkyo.or.jp/shimakenkyo/kentaikyo.html>) から印刷（ダウンロード）してください。

その他用紙

平成22年9月に様式全面変更が行われました。建退共本部HP (<http://www.kentaikyo.taisyokukin.go.jp/>) より印刷（ダウンロード）して作成してください。



ご質問にお答えします



公共工事を受注した場合、受注業者（元請）に証紙を購入させる根拠について教えて下さい。



公共工事の発注機関では、建設現場で働く労働者の福祉の向上を図るため、建退共の掛金相当額を現場管理費の一部として積算するなどの措置が講じられているとともに、公共工事を受注した建設業者に対して、建退共制度に加入するよう指導しています。

(説明)

(1) 掛金の積算

- ① 国土交通省においては、直轄工事に係る工事費の中に掛金相当額を現場管理費の一部として積算しており、他の省庁、公団、事業団、公社等においても、同様の積算措置が講じられています。
- ② 昭和41年度からは、補助事業に係る工事費の中にも掛金相当額を積算することとし、都道府県及び指定都市に対し通達されています。これを受け、各都道府県は、管内の市町村に対し同趣旨の通達を発出しています。

(2) 加入履行の促進措置

- ① 公共工事の発注機関が行っている経営事項審査において、建退共制度への加入の有無を確認するため「経営事項審査申請用建設業退職金共済事業加入・履行証明書」を提出させています。

また、指名願いに際しても同証明書を提出させており、建退共制度に未加入の事業者、共済証紙の購入や貼付が不十分な事業者については、工事の指名等において考慮することがあることとしています。

- ② 工事契約締結の都度、工事を受注した建設業者から掛金収納書を契約締結後1ヶ月以内に提出させています。
- ③ 工事発注の現場説明において、共済証紙購入及び共済手帳への共済証紙の貼付の必要性等を説明しています。



給料から証紙代金が天引きされていますが法的に適切でしょうか。



建退共と事業主で結ぶ退職金共済契約は、従業員の福祉の増進のため事業主が掛金を建退共に納付することを契約したものであり、従業員が掛金を負担するものではありません。

また、税制面においても、事業主が被共済者のために支出した掛金は、損金又は必要経費として取り扱われる優遇措置も認められています。

従って、建退共の掛金は事業主負担であり、掛金を従業員負担とすることは本制度の趣旨に反する取り扱いとなります。



建退共の掛金は税法上どのように処理すればよいですか。



- (1) 事業主が払い込む掛金（共済証紙代金）は、法人の場合は損金（法人税法施行令第135条）個人企業の場合は必要経費（所得税法施行令第64条第1項第1号）として全額控除になります。ただし、購入した共済証紙を共済手帳に貼付しない場合、又は下請に現物交付しなかった場合には、損金、必要経費と認められません。
- (2) 購入した共済証紙の会計処理は、購入した共済証紙を資産勘定の「材料貯蔵品」として計上し、共済手帳への貼付あるいは下請への現物交付のつど、「福利厚生費」の1科目として「退職金共済掛金」の科目を設け、損金又は必要経費として処理して下さい。なお、金融機関の発行する掛金収納書を保存しておくことが必要です。
- (3) 掛金は労働者の給与所得に含まれませんので、所得税の源泉徴収の対象になりません。

(参考) 現物交付による共済証紙の帳簿仕訳は、次の通りとなります。

- (1) 元請業者は、購入した共済証紙を資産勘定の材料貯蔵品として計上し、労働者の共済手帳に貼付あるいは下請へ現物交付した共済証紙の金額は、損金又は必要経費となります。



共済契約者が被共済者となる者の加入手続きを忘れていた場合、加入年月日を遡ることはできますか。



2年以内に限り遡れます。
ただし、事業主が共済契約を結んでいたにもかかわらず、手帳申込を失念しており、手帳が交付されていなかった場合に限ります。この場合には、「共済証紙の遡及貼付申出書」及び「共済手帳申込書」と賃金台帳または出勤簿等を添付して申請して下さい（掛金の納付を受ける権利は2年以内となっていますので、2年以上遡ることはできません）。

共済契約者 の皆様へ

**平成25年1月からは「共済手帳更新申請書」に
被共済者の住所を必ず記入してください。**

建退共では、被共済者の皆さんに退職金を確実に受け取っていただくため、共済手帳更新時に被共済者の住所情報を記載いただく取り組みを行ってまいりましたが、それが一層確実なものとなるよう「中小企業退職金共済法施行規則」の改正が行なわれました。

これにより「共済手帳更新申請書」（※）の被共済者の住所については、必ずご記入いただくようご協力をお願いいたします。

※対象となる申請書

「証紙貼付満了による手帳更新申請書」（様式第005号）

「掛金助成手帳証紙貼付満了による手帳更新申請書」（様式第006号）

詳細につきましては、建退共本部または各都道府県支部へお問い合わせください。

*島根県支部では、すでに手帳更新申請書を提出いただいたときに住所の記載について確認・指導を行っております。引き続き、被共済者の住所の確実な記入をお願いいたします。

建設共済と
ともに歩き、
ともに築く。

- 建設業界による自主的な共済制度で掛金が安い。
- 元請・下請問わず無記名で補償。
- 元請・下請それぞれの契約者へ重複支払い。
- 企業の諸費用部分も補償。
- 事業主(契約者)への速やかな支払い。
- 経営事項審査において15点の加点。

建設共済

法定外労災補償制度

労災上乗せ補償から、奨学金まで。



完成工事高契約会員加入状況
平成24年12月31日現在

地区	加入企業 (会員)	会員 加入率(%)
松江	41	58.6
安来	21	100.0
雲南	41	83.7
仁多	15	88.2
出雲	55	60.4
大田	11	30.6
邑智	23	53.5
浜田	19	33.9
益田	5	17.2
隱岐	22	61.1
合計	253	56.5

財団法人建設業福祉共済団

(厚生労働省・国土交通省共管)

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-22-15 虎ノ門NSビル

■取扱機関：(社)島根県建設業協会

〒690-0048 松江市西嫁島1-3-17-101

TEL0852-21-9004 FAX0852-31-2166

「建設共済」の他にも、次のような事業を行っています。

育英奨学事業

被災者(死亡および身体障害・傷病3級以上)の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付。

詳しい情報、掛金試算などの
お問い合わせは

Tel.03-3591-8451 | <http://www.kyousaidan.or.jp/>